

令和 2 年 3 月 27 日開催

令和元年度
燕市農業委員会第 12 回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第12回総会 議事録

1. 開催日時 令和2年3月27日(金曜日)
午後1時30分～午後2時25分
2. 開催場所 市役所3F 会議室301
3. 出席委員(26名)

1番 金山 吉夫	12番 大久保政博	22番 山浦 博
2番 長谷川治仁	13番 山上 忠	23番 小川 芳秀
3番 原田國太郎	14番 中村 幸夫	24番 本井佐登志
4番 渡邊美代子	15番 伊藤 均	25番 佐藤 信一
5番 佐藤 春夫	16番 伊藤 和夫	26番 遠藤 忠夫
6番 江辺 耕一	17番 土田 喜七	27番 三浦 哲郎
7番 川本 敏夫	18番 本田 繁	28番 澤口 義明
8番 笠原 久幸	19番 荻原 一郎	29番 和田 正春
10番 山田 直子	20番 明田栄以知	

4. 欠席委員(3名)

欠席 3名 9番 廣野和夫、11番 早渡秀夫、21番 江口保
欠員 0名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告
報告第34号 農地転用事実確認願いについて
報告第35号 農地の転用事実に関する照会について

- 報告第 36 号 農地等の現況に係る照会について
報告第 37 号 認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設等に供するための転用届けについて

(4) 議事

- 議案第 71 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 72 号 農地転用事業計画変更承認申請について
議案第 73 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 74 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 75 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 76 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について及び農用地利用配分計画の認可について
議案第 77 号 農業委員会事務局職員の任免について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 志田 晃 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 （会長）

8. 議事録署名委員

16 番 伊藤和夫 17 番 土田喜七

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、9番 廣野和夫委員、11番 早渡秀夫委員、21番 江口保委員より欠席の報告がきております。</p>
議 長	<p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p>
議 長	<p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第12回総会を開会致します。それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。議長の指名に一任願えますでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。 議席番号16 伊藤和夫 委員及び 議席番号17 土田喜七 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p>
事務局	<p>会長報告第33号から第37号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第33号、「農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p>
事務局	<p>受付番号205番 燕字荒床の田、外計3筆、面積3,658㎡、耕作人都合に伴う小作権の解約であります。</p>
事務局	<p>受付番号206番 長所字沖の田、1筆、面積2,023㎡、売買に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続いて、農協転貸の解約であります。</p>
事務局	<p>受付番号207番 小高字大田の田、1筆、面積1,021㎡、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>受付番号208番 八王寺字反中の田、1筆、面積1,004㎡、地権者管理に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>受付番号209番 松橋字北の田、外計12筆、面積14,947㎡、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>受付番号210番 佐渡山字浦谷地の田、計2筆、面積1,520㎡、利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>受付番号211番 溝古新字石塚の田、1筆、面積3,265㎡、基盤法売</p>

	<p>買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 212 番 吉田西太田字札木の田、1 筆、面積 1,048 m²、耕作者都合による利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 213 番 佐善字岡野の田、1 筆、面積 436 m²、耕作者による 3 条売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 214 番 新堀字苗代の田、1 筆、面積 316 m²、地権者管理に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 215 番 横田字三ツ郷屋の田、1 筆、面積 1,083 m²、地権者管理に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 216 番 横田字中筒東川原の田、1 筆、面積 18 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 217 番 横田字狐山の田、1 筆、面積 998 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>続いて、中間管理機構の解約であります。</p> <p>受付番号 218 番 横田字狐山の田、1 筆、面積 493 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 34 号、「農地転用事実確認について」であります。</p> <p>受付番号 18 番 小高字淵田の田、1 筆、面積 269 m²、転用目的は住宅、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 16 号令和 2 年 3 月 2 日であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 35 号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 24 番 柚木字前郷屋の畑、1 筆、面積 85 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。用途地域内であります。</p> <p>受付番号 25 番 殿島一丁目の畑、1 筆、面積 200 m²、現況は農地、転用許可等の有無とその内容は、無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。用途地域内であります。</p> <p>なお、この照会のみ現況が畑となっています。現地は住宅地の一画で、工場兼住宅の解体跡地ですが、利用計画が不明であること、現地は解体ガラ等がきれいに除去されており、砂利や土を締め固めた痕跡がないことなどから畝立てや耕作等が容易であると</p>

	<p>判断し、登記簿記載のとおり、畑に戻ったと判断した ものであります。</p> <p>また、この転用事実の照会は、現況に合わせて農地 以外の地目に変えるためのものであることから、解体 した工場に対して「許可を得ていない」旨の回答をし ております。</p> <p>このため、議案上では、現況は耕作可能な「農地」 でありながら、許可を得る必要ある、との記載となっ ております。この回答については法務局とも協議し、 現況が農地となった場合は、記載項目に不備が発生す ることを確認のうえ回答したものであります。</p> <p>受付番号 26 番 灰方字上ノ境の畑、1 筆、面積 4.73 m²、現況は非農 地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、無し。許 可を得ることが必要であるが許可を得ていない。農用 地区域外であります。</p> <p>受付番号 27 番 新生町一丁目の田、1 筆、面積 99 m²、現況は非農地、 宅地、転用許可等の有無とその内容は、無し。許可を 得ることが必要であるが許可を得ていない。用途地域 内であります。</p> <p>受付番号 28 番 五千石字屋敷浦の畑、1 筆、面積 567 m²、現況は非 農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は無し。許 可を得ることが必要であるが許可を得ていない。用途 地域内であります。</p> <p>受付番号 29 番 長所字浦田の畑、計 3 筆、面積 621 m²、現況は非農 地、宅地、転用許可等の有無とその内容は無し。許可 を得ることが必要であるが許可を得ていない。農用地 区域外であります。</p> <p>事務局 続きますして、会長報告第 36 号、「農地等の現況に係る照会について」 であります。</p> <p>受付番号 1 番 桜町字小屋場の畑、1 筆、面積 201 m²、現況は非農地、 宅地、転用許可等の有無とその内容は有り。昭和 47 年 11 月 27 日。農地法第 5 条。住宅。原状回復命令の 有無は無し。用途地域内であります。</p> <p>事務局 続きますして、会長報告第 37 号、「認定電気通信事業者が有線電気通信 のための線路、空中線系 若しくは中継施設等に供するための転用届け について」であります。</p>
--	--

	<p>受付番号 2 番 佐渡字浦田の田、1 筆、面積 225 m²のうち 12.96 m²、転用目的は、移動通信用アンテナの新設。農振農用地であります。位置図は、議案資料 1 頁をご覧ください。議案の下段に記載がありますが、認定電気通信事業が中継施設を設置する場合、転用許可は不要であることから、届け出が提出されたものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 71 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 71 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。議案の 9 頁になります。</p>
	<p>受付番号 49 番 佐善字岡野の田、1 筆、面積 436 m²、契約内容は売買、対価は 10 アール〇円。位置図は、議案資料 2 頁をご覧ください。耕作者が譲受人となるものであります。</p> <p>受付番号 50 番 五千石字南谷地の田、1 筆、面積 633 m²、契約内容は交換、位置図は、同じく議案資料 2 頁になります。</p> <p>長岡市の農地（田）との交換であります。</p> <p>受付番号 51 番 熊森字土免の田、1 筆、面積 969 m²、契約内容は贈与、位置図は議案資料 3 頁になります。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 3 月 19 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>3 月 19 日、午後 1 時 30 分より、市役所つばめホールで、第 2 事前審査委員会、1 名の欠席により 13 名で審査の結果、「農地法第 3 条の規定による許可申請」3 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p>

議 長	<p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 72 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 72 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を説明します。議案の 10 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 21 番 東太田字阿根の田、計 2 筆、面積 1,416 m²、当初計画者から承継者に名義変更されますが、転用目的は資材置き場及び駐車場で変更はありません。位置図は、議案資料 4～5 頁をご覧ください。</p> <p style="padding-left: 40px;">隣接地で事業を行っている譲受人の敷地が手狭になっていることから、駐車場用地として取得するものであります。</p> <p>受付番号 22 番 吉田下中野字諏訪腰の畑、1 筆、面積 214 m²、当初計画者から承継者に変更されるとともに、転用目的は貸し駐車場から承継者の利用する駐車場に変更されるものであります。位置図は、議案資料 6～7 頁をご覧ください。敷地が狭いため、駐車場用地を求めるものであります。</p> <p>受付番号 23 番 吉田下中野字諏訪腰の畑、1 筆、面積 72 m²、当初計画者から承継者に変更されるとともに、転用目的は貸し駐車場から承継者の利用する駐車場に変更されるものであります。位置図は、同じく議案資料 6～7 頁になります。自宅敷地が狭いため、燕市道を挟んで、駐車場用地を求めるものであります。</p> <p>受付番号 24 番 大曲字砂押の畑、1 筆、面積 215 m²、当初計画者から承継者に変更されますが、転用目的は住宅のままとなります。位置図は、議案資料 8～9 頁をご覧ください。空き家バンクに登録されていた宅地との一体利用により、住宅を建築するものであります。</p> <p>受付番号 25 番 花見字十八石の田、計 2 筆、面積 778 m²、当初計画者から承継者に変更されるとともに、転用目的は倉庫から共同住宅（2 棟 14 戸、駐車場 25 台）に変更されるものであります。位置図は、議案資料 10～11 頁をご覧ください。周辺が宅地化されてきたことから、共同住宅を建築するものであります。</p>

	説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、去る3月19日、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、「農地転用事業計画変更承認申請」5件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり承認とする事で、異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり承認とする事に決しました。
議 長	次に、議案第73号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。
事務局	それでは、議案第73号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。議案の12頁になります。 受付番号24番 八王寺字前新畑の畑、1筆、面積232㎡、転用目的は住宅、建築済みであります。位置図、土地利用計画図は議案資料12～13頁をご覧ください。昭和50年に建築された住宅を相続したところ、転用許可を受けていなかったため、改めて申請を行うものであります。 申請地は、集落内の農振白地の農地で、宅地に点在する農地であることから、営農や集積に影響はないと思われることから、第3種農地であると判断される所でございます。 また申請に併せて、始末書が提出され、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、去る3月19日、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、農地法第4条の規定による許可申請1件、異議がなかった事、また事前審査委員会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確

議 長	<p>認しております。以上報告します。</p> <p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 74 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 74 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 81 番 関崎字五枚田の田、外計 3 筆、面積 560 m²、転用目的は資材置場、契約内容は売買、令和 2 年 6 月 19 日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は議案資料 14～15 頁をご覧ください。</p> <p>業務の拡大に伴い、資材置き場が不足してきたため、新たに敷地を求めるものであります。</p> <p>申請地は、集落内の農振白地の農地で、宅地と用水路に囲まれていることから、集積等営農に影響はなく、第 3 種農地であると判断される場所であります。</p> <p>受付番号 82 番 八王寺字館ノ割の畑、1 筆、面積 300 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 2 年 8 月 10 日、完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 16～17 頁をご覧ください。</p> <p>申請地は、集落内の農振白地の農地で、三方を宅地に囲まれていることから、集積・営農に影響はなく、第 3 種農地であると判断される場所であります。</p> <p>受付番号 83 番 秋葉町四丁目の田、計 6 筆、面積 4,890 m²、転用目的は宅地分譲 (22 区画)、契約内容は売買、令和 2 年 9 月 30 日完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 18～19 頁をご覧ください。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が</p>

調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。

受付番号 84 番 源八新田字一番割の畑、1筆、面積 31 m²、転用目的は駐車場 (2 台)、契約内容は贈与、令和 2 年 4 月 30 日完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 20～21 頁をご覧ください。

平成 19 年に取得した土地の一部に農地が残っていたため、譲受人が改めて申請するものであります。

申請地は、集落内の農振白地の農地で、現在公道に面しておらず、営農等の影響もないと思われることから、第3種農地であると判断されるところであります。

受付番号 85 番 吉田鴻巣^{ただし}字 糺 の畑、1筆、面積 640 m²、転用目的は車両展示場 (23 台)、契約内容は賃貸借、令和 2 年 8 月 31 日、完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 22～23 頁をご覧ください。

申請地は、国道 116 号線沿いの農地で、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。

受付番号 86 番 東太田字阿根の田、計 2 筆、面積 1,416 m²、転用目的は資材置場及び駐車場 (17 台)、契約内容は売買、令和 2 年 5 月 31 日、完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 4～5 頁にお戻りください。

さきほど計画変更承認で説明した案件であります。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。

受付番号 87 番 吉田下中野字諏訪腰の畑、1筆、面積 214 m²、転用目的は駐車場 (8 台)、契約内容は売買、令和 2 年 5 月 10 日、完工予定であります。位置図、土地利用計画図は議案資料 6～7 頁をご覧ください。

こちらにも計画変更承認で説明した案件であります。申請地は、準住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調って

事務局	<p>いると考えられ、第3種農地であると判断される ところであります。</p> <p>受付番号 88 番 吉田下中野字諏訪腰の畑、1筆、面積 72 m²、転用目的は駐車場（3台）、契約内容は売買、令和2年5月10日、完工予定であります。位置図、土地利用計画図は同じく議案資料6～7頁になります。</p> <p>こちらにも計画変更承認で説明した案件であります。申請地は、準住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される ところであります。</p> <p>受付番号 89 番 大曲字砂押の畑、1筆、面積 215 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和2年7月31日、完工予定であります。位置図、土地利用計画図は議案資料8～9頁をご覧ください。</p> <p>こちらにも計画変更承認で説明した案件であります。申請地は、農振白地の農地で、周囲を宅地と堤防に囲まれていることから、営農に影響はなく、第3種農地であると判断される ところであります。</p> <p>受付番号 90 番 花見字十八石の畑、計4筆、面積 1,214 m²、転用目的は共同住宅（2棟14戸、駐車場25台）、契約内容は売買、令和2年8月31日、完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料10～11頁をご覧ください。こちらにも計画変更承認で説明した案件であります。申請地は、集落内の農振白地の農地で、宅地に点在する農地であることから、営農に影響はなく、第3種農地であると判断される ところであります。</p> <p>受付番号 91 番 柚木字赤間田の田、計2筆、面積 1,497 m²、転用目的は住宅及び倉庫、契約内容は売買、令和2年6月30日、完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料24～25頁になります。家族が経営する会社の倉庫、及び子どもの住宅敷地として貸し付けるものであります。</p> <p>申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される ところであります。</p> <p>また、この案件では、事前審査委員会で、一筆で500 m²を超える宅地</p>
-----	--

	<p>の転用となっていることについて質問があり、利用計画が適正と判断される場合は、許可とすることができる旨の説明をいたしました。</p> <p>受付番号 92 番 井土巻五丁目の田、1 筆、面積 1,078 m²、転用目的は共同住宅(2 棟 18 戸、駐車場 25 台)、契約内容は売買、令和 2 年 8 月 31 日、完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 26～27 頁をご覧ください。経営の安定のため、共同住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される所でございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 3 月 19 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農地法第 5 条許可申請 12 件、異議がなかった事を報告致します。なお、番号 83 番の 3,000 m²を超える案件につきましては、現地確認を行い、事務局より開発内容の説明を受け、異議はありませんでした。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。なお、只今異議なしとした農地法第 5 条の許可について、3,000 m²を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。</p>
議 長	<p>次に議案第 75 号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 75 号「農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。初めに、所有権移転であります。議案の 17 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 26 番 新堀村新田字壱湯の田、1 筆、面積 1,019 m²、所有権の移転は令和 2 年 4 月 23 日、対価は〇円、引渡し時期は 4 月 30 日、契約内容は売買。位置図、土地利用計</p>

	<p>画図は議案資料 28 頁をご覧ください。 以下、移転・引渡し時期は同じですので、お読み取りください。</p> <p>受付番号 27 番 溝古新字石塚の田、1 筆、面積 3,265 m²、対価は〇円、売買、位置図、土地利用計画図は同じく議案資料 28 頁になります。</p> <p>続いて、利用権設定であります。 事前配布してございますので、新規設定のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>議案の 18 頁をご覧ください。初めに相対の新規設定であります。 受付番号 272 番 燕字荒床の田、外計 7 筆、面積 4,421 m²、10 年の新規設定であります。</p> <p>続いて議案の 25 頁をご覧ください。農協転貸の新規設定であります。 受付番号 296・297 番 三王淵字前田の田、計 2 筆、面積 5,810 m²、10 年の新規設定であります。</p> <p>受付番号 298・299 番 松橋字東の田、1 筆、面積 733 m²、10 年の新規設定であります。</p> <p>続いて、26 頁になります。 受付番号 300・301 番 松橋字東の田、計 4 筆、面積 2,058 m²、10 年の新規設定であります。</p> <p>以下、33 頁の受付番号 335 番まで、再設定となります。 関係する委員の案件として、新規設定の受付番号 301 番が荻原委員、及び再設定の番号 332 番が三浦委員の関係案件となります。 説明は以上です。</p>
事務局	
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 3 月 19 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である利用権の新規設定、番号 301 番、及び再設定 332 番を除いて、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権の移転 2 件、番号 301 番を除いた利用権の新規設定 6 件、及び 332 番を除いた再設定 56 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定とする事で、ご異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。
議 長	それでは、関係委員である、議席番号 19 番荻原委員、番号 27 番三浦委員は退席願います。
	(関係委員 退室 午後 2 時 12 分)
議 長	それでは、関係委員の案件、農用地利用集積計画 (案)、受付番号 301 番及び番号 332 番について、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、受付番号 301 番及び 332 番について、意見がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。
議 長	関係委員は、入室願います。
	(関係委員 入室・着席 午後 2 時 14 分)
議 長	退席された荻原委員、三浦委員に報告します。関係委員の案件につきましては、特に「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。
関係委員	ありがとうございました。
議 長	次に議案第 76 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画 (案) の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
事務局	議案第 76 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画 (案) の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」であります。議案の <u>35 頁</u> をご覧ください。 はじめに、農用地利用集積計画であります。こちらも事前に配布してございますので、集積計画の一番目のみ読み上げさせていただきます。 受付番号 180 番 東太田字上前田の田他、計 20 筆、面積 16,854 m ² 、設定期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 11 年でありま

事務局	<p>す。以下は、議案をお読み取りください。</p> <p>続いて、配分計画であります。39 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 80 番 東太田字上前田の田他、計 47 筆、面積 43,951 m²、 設定期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 11 年であります。 以下お読み取りください。</p>
事務局	<p>次に、配分計画の移転であります。43 頁をご覧ください。</p> <p>こちらも一行目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 19 番 横田字アラヤ東の田他、計 11 筆、面積 8,915 m²、 設定期間は、令和 7 年 12 月 28 日までの 6 年であります。</p> <p>以下、受付番号 20 番では、5 年の移転が提出されています。 また、関係委員の案件はありませんでした。</p>
事務局	<p>また、今回の利用集積計画、及び中間管理事業では、1 つの農地所有 適格法人が利用権の設定を受けることになるため、要件確認資料を添付 しましたので、議案 44 頁の議案第 75 号・76 号関係資料をご覧ください。</p> <p>農地所有適格法人「松栄農産」は、(1) から (4) までの農地所有適 格法人の全ての要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 3 月 19 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より、審査結果 内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農用地利用集積計画 11 件、異議がなかった事、また、 農用地利用配分計画 10 件、配分計画の移転 2 件について、意見は特にな かった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審 議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、 委員長報告のとおり農用地利用集積計画は原案どおり決定する事、また 農用地利用配分計画については、意見は「特になし」とする事で、ご異 議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 農用地利用集積計画については、原案どおり決定する事、また、農用地 利用配分計画については、意見は「特になし」とする事に決しました。</p>

議 長	<p>なお、議案第 75 号及び議案 76 号の案件につきましては、3 月 30 日の告示により効力が発生する事になります。</p>
議 長 事務局	<p>次に議案第 77 号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。 議案第 77 号「農業委員会事務局職員の任免について」を説明します。 (事務局が説明)</p>
議 長	<p>議案の説明が終わりました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮りいたします。農業委員会事務局職員の任免について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件については議案のとおり任免とすることに決しました。 それでは、退任される方は、前に出ていただいて、あいさつをお願いします。志田事務局長、お願いします。 (退任あいさつ)</p>
議 長 議 長	<p>退任される志田事務局長さん、ご苦勞様でした。 続いて、新たに事務局職員として異動される小池事務局長さん、漆原主事さん、前に出ていただいて、一言お願いします。 (2名新任あいさつ)</p>
議 長 議 長	<p>ありがとうございました。それでは席にお戻りください。 以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第 12 回総会を閉会致します。 (終了時刻 午後 2 時 25 分)</p>